

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令 和 8 年 9 月 2 日

千葉県薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金
千葉審査委員会事務局

令和 8 年 9 月請求分（8 月調剤分）に係るレセプト請求の
取扱いについて（お知らせ）

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げますとともに、このたびの地震により被災された皆様、関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和 8 年 8 月千葉県豪雨に係る診療報酬等の請求の取扱いにつきましては、令和 8 年 8 月 27 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和 8 年 8 月千葉県豪雨にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」の記 2「概算請求を行う場合の取扱いについて」及び記 3「通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」において示されたところです。

これを踏まえ、令和 8 年 9 月請求分（8 月調剤分）に係るレセプト請求の取扱いについて、別添のとおり対応することとしますのでお知らせいたします。

なお、当該対応につきましては、貴会と協議の上、保険薬局の事情に十分配慮し、柔軟に対応させていただきますことを申し添えます。

被災された皆様の一日も早い復旧とご健康を心からお祈り申し上げますとともに、令和 8 年 9 月請求分（8 月調剤分）に係るレセプト請求の取扱いについて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金
千葉審査委員会事務局

043-241-9151（代表）

令和 8 年 9 月請求分（令和 8 年 8 月調剤分）に係る
レセプト請求の取扱いについて

1 保険薬局が概算請求を行う場合の取扱い

- (1) 今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険薬局は、令和 8 年 8 月調剤分について概算請求を行うことができます。
- (2) 前(1)の概算請求については、別紙「概算請求届出書」を支払基金に提出していただく必要があります。
- (3) 概算請求届出書の提出は、支払基金とは別に、国民健康保険団体連合会に対しても同様に行う必要があります。
- (4) 概算請求を行う場合は、令和 8 年 9 月 10 日（木）が提出期限となりますが、期限までに提出が困難な場合は、可能な限り柔軟な対応を行いますので、支払基金へご連絡をお願いします。
- (5) 保険薬局による概算請求届出書の提出が困難である場合、薬剤師会において取りまとめの上、支払基金へ届出いただいて差し支えありません。

2 レセプトによる請求の取扱い

提出期限は次のとおりですが、支払基金において可能な限り柔軟な対応を行います。

(1) 紙・電子媒体による請求

提出期限は、令和 8 年 9 月 10 日（木）となります。

(2) オンラインによる請求

ア 提出期限は、令和 8 年 9 月 10 日（木）となります。

イ レセプトデータの送信（受付・事務点検 A S P でエラーとなったレセプトデータの再送信を含む。）及び送信したレセプトデータの請求確定については、令和 8 年 9 月 10 日（木）の 21 時まで行うことができます。

(別紙)

令和 8 年 8 月千葉豪雨にかかる災害による被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書
(令和 8 年 8 月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード						
令和 8 年 8 月千葉豪雨にかかる災害による被災に関する概算による診療報酬の請求を行いた いので、次のように届け出ます。 令和 年 月 日 保険医療機関等の 所在地 及び 名称 : 開設者名・事業者氏名 : 審 査 支 払 機 関 殿						
令和 8 年 8 月の診療実日数を記入すること。 [入院・外来別診療実日数] <table><tr><td>(外来診療実日数)</td><td>(入院診療実日数)</td></tr><tr><td>8 月分 ____ 日間</td><td>8 月分 ____ 日間</td></tr></table>			(外来診療実日数)	(入院診療実日数)	8 月分 ____ 日間	8 月分 ____ 日間
(外来診療実日数)	(入院診療実日数)					
8 月分 ____ 日間	8 月分 ____ 日間					